

名家連ニュース

平成 25 年 1 月 18 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀場 洋二
TEL/FAX(052) 411-2890 NO. 236 号

障害者総合支援法は平成25年4月から実施されます。それまでの「つなぎ法」として自立支援法が改正されました。その中で、平成24年4月1日より相談支援体制も改正されましたので概要について2回にわたって紹介します。

なお、名古屋市における基幹相談支援センターの設置運営については、昨年11月に開催した「各家族会と名古屋市との定期懇談会」、その後の「名古屋市障害者施策推進協議会」及び「名古屋市障害者団体連絡会」において検討案が示されましたので、1月19日の代表者会議において名家連としての対応を協議することとしています。



基幹相談支援センターの設置・運営について

ー平成24年2月23日及び平成24年10月22日全国主管課長会議資料よりー

①設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

② 業務内容

ア 総合的・専門的な相談支援の実施（3障害対応）

- ・ 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

イ 地域の相談支援体制の強化の取組

- ・ 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的指導、助言
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催等）

ウ 地域移行・地域定着の促進の取組

- ・ 障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発
- ・ 地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

エ 権利擁護・虐待の防止

- ・ 成年後見制度利用支援事業の実施
- ・ 障害者等に対する虐待を防止するための取組

③人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

また、基幹相談支援センターの運営に当たっては、市町村が行う相談支援事業に係る交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金の「基幹相談支援センター等機能強化事業（仮称）」として、専門的職員の配置や、上記イ及びウに係る事業費について、国庫補助対象とする予定である。

都道府県におかれては、地域の相談支援体制の強化を図るため、基幹相談支援センターの設置や機能強化が促進されるよう、管内市町村に対する助言等の必要な支援をお願いする。

